

平成 29 年 9 月 7 日
残留農薬等基準審査室

農林水産省からの飼料添加物サリノマイシンナトリウムの 基準及び規格の改正に係る意見聴取への対応（報告）

1. 概要

農林水産省から、平成 29 年 6 月 13 日付け 29 消安第 1407 号により、飼料添加物サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正に当たり、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 59 条第 1 項の規定に基づく、公衆衛生の見地からの厚生労働大臣への意見聴取があった。

サリノマイシンナトリウムは、牛及び鶏用飼料を対象とする飼料添加物として指定されている。

2. 基準及び規格の改正の内容

飼料添加物サリノマイシンナトリウムのサリノマイシンナトリウム（その 2）の「ア 製造用原体（その 1）」の「(ア) 成分規格」及び「(イ) 製造の方法の基準」について、軽質無水ケイ酸の他にケイ酸及び無水ケイ酸を使用できるようにするとともに、それらの添加上限を 3%から 12%へ変更する。また、成分規格のうち強熱残分及び粗脂肪の値を、それぞれ 40.0%以下から 45.0%以下、50.0~85.0%から 47.0~85.0%へ変更する。（参考参照）

3. 食品健康影響評価の結果（平成 29 年 6 月 20 日付け）

食品安全委員会は、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められると結論した。

4. 食品中の残留基準

サリノマイシンについては、ポジティブリスト制度導入時に、牛、豚、鶏及びその他の家きんに残留基準（暫定基準）が設定されている。厚生労働省は、平成 24 年 7 月 18 日付けで食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼しており、当該評価結果が通知された後、暫定基準を見直す予定である。

5. 対応

今般の改正に伴い、原体及び製剤中のサリノマイシンナトリウムの含有濃度に変更はなく、また、飼料へのサリノマイシンナトリウムの添加濃度にも変更がないことから、畜産物に残留する可能性のあるサリノマイシン濃度が増えることは考えがたく、本改正に伴う公衆衛生上の問題はないと考えられる。

このため、農林水産省に対して、特段の意見はない旨回答することとする。

<参考>

- 軽質無水ケイ酸の添加上限については、現行の 3%では固結防止の効果が不十分であるため、12%へ変更する。
- 安定供給及び製造コストの軽減を目的として、軽質無水ケイ酸と同様の効果を有するケイ酸及び無水ケイ酸も使用できるようにする。
- ケイ酸及び無水ケイ酸については、食品安全委員会において、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合することについて、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものと評価されている（平成 24 年 4 月 5 日付け府食第 342 号）。